

# 原則適用初年度の状況は 2021年3月期有報における 見積り関連注記の開示分析

第1章 個数・項目内容・業種別からみる  
開示する項目の識別と項目数の分析

第2章 算出方法、主要な仮定、翌年度への影響  
重要な会計上の見積りに関する  
注記内容の分析

第3章 記載項目数に3倍以上の開き  
IFRS適用会社との比較分析

第4章 有報の他項目における記載への影響は  
非財務情報・KAMとの整合性に関する分析

第5章 有報と記載のレベル感は変わらない？  
(連結)計算書類の注記との比較分析

EY新日本有限責任監査法人 公認会計士  
兵藤 伸考／清宮 悠太／水野 貴允

2021年3月期決算から、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」が原則適用となった。本会計基準は、開示目的に照らして、具体的な開示内容を企業が判断することとしており、実際にどのような開示となったのか、大きな関心事と思われる。

本特集では、見積り関連の注記に関して、記載項目数や注記内容の分析をはじめ、有報の他項目との整合性の分析、およびIFRS適用会社や会社法上の計算書類の注記との比較分析を行っていった。

なお、当期の有報全体における開示分析については、2021年9月20号 (No.1622) 特集にて取り上げているので、参考にされたい。